**○九州地方整備局告示第百十一号**

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十八年八月一日

九州地方整備局長　小平田浩司

その関係図面は、平成二十八年八月一日から二週間一般の縦覧に供する。

一　道路の種類及び路線名及び占用を制限する区域及び図面縦覧場所

| 道路の種類 | 路線名 | 占用を制限する区域 | 図面縦覧場所 |
|---|---|---|---|
| 一般国道 | 二百一号 | 福岡県京都郡苅田町大字二崎字二ノ坪一一八番二から同町大字二崎字三ノ坪一七七番五まで | 九州地方整備局及び北九州国道事務所 |

二　制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りではない。

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

三　占用を制限する理由

四　占用の制限の開始の期日

平成二十八年八月二日

**○北海道開発局告示第二百二号**

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十八年八月一日

北海道開発局長　今　日出人

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　三百三十三号

(三)　道路の区域

| 区間 | 変更前後別 | 敷地の幅員 | 延長 |
|---|---|---|---|
| 北海道紋別郡遠軽町若咲内七二番一から同町若咲内一三〇番まで | 前 | 二七・五五～五二・〇八メートル | 〇・二二九キロメートル |
| | 後 | 二七・五五～四二・四九メートル | 〇・二二九キロメートル |

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局網走開発建設部

**○北海道開発局告示第二百三号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十八年八月一日から二週間一般の縦覧に供する。

北海道開発局長　今　日出人

その関係図面は、平成二十八年八月一日

| 路線名 | 供用開始の区間 | 図面縦覧場所 |
|---|---|---|
| 二百三十四号 | 苫小牧市字柏原六番四〇から同市字柏原六番四三まで | 北海道開発局及び同局室蘭開発建設部 |
| 二百七十五号 | 北海道樺戸郡月形町字南耕地三一六番五八から同町字南耕地三一六番五三まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。） | 北海道開発局及び同局札幌開発建設部 |

供用開始の期日　平成二十八年八月一日

# 国会事項

## 参議院

**辞令**

参議院参事に任ずる

堀　直志

管理部副部長を命ずる（八月一日）

（管理部副部長）参議院参事　仲江　肇

願により平成二十八年七月三十一日限り参事を免ずる（七月三十一日）

## 国立国会図書館

**辞令**

納本制度審議会委員の委嘱を解く

石﨑　孟

納本制度審議会委員を委嘱する（以上七月二十七日）

鹿谷　史明

# 人事異動

## 最高裁判所

宇都宮地方裁判所判事補兼宇都宮簡易裁判所判事補・宇都宮家庭裁判所判事補

佐々木淑江

名古屋地方裁判所判事補に補する

名古屋地方裁判所一宮支部勤務を命ずる

兼ねて名古屋家庭裁判所判事補に補する

名古屋家庭裁判所一宮支部勤務を命ずる

一宮簡易裁判所判事に補する

長野地方裁判所判事補兼長野家庭裁判所判事補・松本簡易裁判所判事

高島　剛

東京地方裁判所判事補に補する

兼ねて東京家庭裁判所判事補に補する

東京簡易裁判所判事に補する

京都地方裁判所判事補兼京都家庭裁判所判事補・京都簡易裁判所判事

畦地　英稔

東京地方裁判所判事補に補する

東京地方裁判所立川支部勤務を命ずる

兼ねて東京家庭裁判所立川支部勤務を命ずる

東京家庭裁判所立川支部勤務を命ずる

立川簡易裁判所判事に補する（以上七月十二日）

東京地方裁判所判事補

手塚　隆成

高知地方裁判所判事補に補する

兼ねて高知家庭裁判所判事補に補する

簡易裁判所判事に補する

手塚　隆成

高知簡易裁判所判事に補する

那覇地方裁判所判事補兼那覇家庭裁判所判事補・那覇簡易裁判所判事

内藤　智子

横浜地方裁判所判事補に補する

横浜地方裁判所横須賀支部勤務を命ずる

兼ねて横浜家庭裁判所判事補に補する

横浜家庭裁判所横須賀支部勤務を命ずる

横須賀簡易裁判所判事に補する（以上七月十三日）

簡易裁判所判事

坂田　大吾

新潟簡易裁判所判事に補する（七月十四日）

横浜地方裁判所判事補兼横浜家庭裁判所判事補・横浜簡易裁判所判事

小林真由美

大阪地方裁判所判事補に補する

兼ねて大阪家庭裁判所判事補に補する

大阪簡易裁判所判事に補する（七月十五日）

簡易裁判所判事兼判事補

松原　経正

東京簡易裁判所判事に補する

東京地方裁判所判事補に補する

兼ねて東京家庭裁判所判事補に補する

判事補の職権の特例等に関する法律第一条の規定により判事の職務を行う者に指名する（七月十六日）

最高裁判所判事秘書官

辻山真一郎

最高裁判所判事木澤克之付秘書官を命ずる（七月十九日）

東京地方裁判所判事補兼東京家庭裁判所判事補・東京簡易裁判所判事

西澤健太郎

大分地方裁判所判事補に補する

兼ねて大分家庭裁判所判事補に補する

大分簡易裁判所判事に補する（七月二十日）

東京高等裁判所判事・東京簡易裁判所判事

松田　典浩

水戸地方裁判所判事に補する

水戸地方裁判所土浦支部勤務を命ずる

水戸地方裁判所土浦支部長を命ずる

兼ねて水戸家庭裁判所判事に補する

水戸家庭裁判所土浦支部勤務を命ずる

水戸家庭裁判所土浦支部長を命ずる

土浦簡易裁判所判事に補する

土浦簡易裁判所における司法行政事務を掌理する者に指名する（七月二十一日）